

# 名古屋市における犬猫による迷惑防止対策について（報告案）

## はじめに

名古屋市においては、約 7 割もの市民が犬や猫によるフン尿、鳴き声などの迷惑を感じていることから、早急な対策が必要とされている。犬猫による迷惑防止対策は、人が動物を愛護する心を育てることと併せて考慮されるべきものであり、人が犬猫を適正に管理していくことで、「人と動物が共生するまち」の実現がなされるものである。

本研究会は、平成 21 年 7 月に設置され、「犬猫による迷惑のない快適なまち」を究極の目標として掲げ、それを実現するために必要な対策を調査・検討してきたものである。

## 1 動物愛護管理行政の総合的な推進

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、愛知県は「愛知県動物愛護管理推進計画」を策定した。名古屋市においても、動物愛護管理行政を総合的に推進していくため、市の実情に適した中長期的・具体的な計画を策定することが必要と考えられる。

### 動物愛護基本指針（平成 18 年環境省告示第 140 号。抜粋）

動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有しており、原因と結果が複雑に絡み合っていることから、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策が取り込まれるようにしていく必要がある。

### 愛知県動物愛護管理推進計画（抜粋）

地域の状況に応じたきめ細やかな施策を展開していくため、県内の各自治体ごとに本計画に沿った動物愛護管理推進計画の策定に努めることとしております。

## 2 動物愛護管理に関する組織づくり

名古屋市では、犬猫による迷惑防止対策は行政機関が中心となって様々な対策を推進してきたが、行政機関だけでは解決できない問題も多く、現在の体制・対策では有効な対応がなされていないことも多い。一方、動物愛護活動をボランティアで行う市民もいる。犬猫の問題は、地域の問題となって認識されることが多く、地域、ボランティア、獣医師会、

動物取扱業者、動物愛護団体、教育関係者及び行政機関等が一体となって対処することで、初めて効果的な対策がとれると考えられる。そのため、関係者等が連携協力できるような組織づくりが必要不可欠である。

なお、「動物の愛護及び管理に関する法律」には、「動物愛護推進員」及び「協議会」についての規定があり、既に設置されている自治体も多い。そこで、名古屋市においても「動物愛護推進員」及び「協議会」を設置し、地域、ボランティア、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体、教育関係者及び行政機関等が連携してさまざまな問題に対処できるような体制を整備するとともに、動物に関する知識を広く市民に広めていく必要があると考えられる。

#### 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。抜粋）

第 38 条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

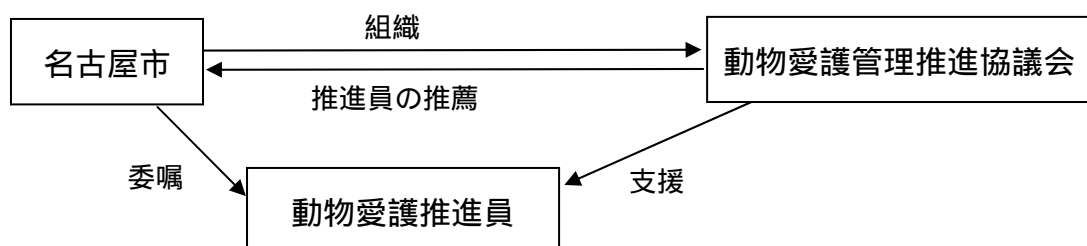
第 39 条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

#### （ 1 ）人材育成（動物愛護推進員の委嘱）

広く市民に動物に関する知識を広めるとともに、地域で動物に関する問題を独自に解決できるようにするためには、地域住民の中から、動物愛護を推進する担い手となるような人材を育成することが必要である。そこで、動物の愛護管理に関して熱意と識見のある民間ボランティアを育成し、動物愛護推進員として委嘱して、主体的に動物愛護推進活動（動物愛護・適正飼養の普及啓発、動物愛護管理施策への協力等）を進めていく必要があると考えられる。

#### （ 2 ）動物愛護管理推進協議会の設置

動物愛護推進員と地域・獣医師会・動物取扱業者・動物愛護団体等との連携体制を整備して動物愛護推進員の活動効果をあげるため、地域、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体、教育関係者及び行政機関等によって動物愛護管理推進協議会を組織し、動物愛護推進員の活動を支援する必要があると考えられる。なお、動物愛護管理推進協議会については、動物に関係する者だけでなく幅広い関係者で組織することについても検討すべきであろう。



### 3 飼主への対策

現在、飼主は、適正飼養についての知識を学ぶ場が少なく、動物に対する知識・意識が十分とはいえない状況である。そのため、飼主にとって必要な知識を適確に提供し、飼養動物への責任意識を高める対策が必要である。また、地域全体の動物に対する理解を深めるとともに、モラルの低い飼主に対する積極的な対策も求められるところである。

#### (1) 適正飼養の推進

飼主に対する適正飼養の普及啓発の実効性を高めるため、地域、ボランティア、動物愛護推進員、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体、教育関係者及び行政機関等が連携して、またそれぞれの立場で積極的に啓発し、飼主が知識を入手する機会を多く設けることが必要である。

また、飼主や子どもを含む住民参加型のキャンペーン、ワークショップなどを行い、地域全体の動物に対する理解を深めることも必要である。

#### (2) モラルの低い飼主への対策の推進

地域、動物愛護推進員及び行政機関等が連携して、定期的に地域の巡回パトロールを行うなど、犬のフンを放置したり放し飼いをしたりするモラルの低い飼主の摘発に努め、行政機関の指導を徹底することが必要であると考えられる。

さらに、市民の意見を聞いて、新たな法的措置の導入を検討することも必要であろう。

#### (3) 集合住宅での飼養ガイドライン等の作成

市は、集合住宅が管理規約を作る際に参考となるようなガイドライン等を作成し、居住者の合意による解決を目指すことが必要であると考えられる。

### 4 所有者のいない猫への対策

所有者のいない猫の問題は、その対策が急務とされている。しかし、「屋外で飼養されている飼猫」と「所有者のいない猫」の区別が困難であることから、その対策が難しい。そのため、飼主に所有明示をさせることが必要である。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」には、「所有者の判明しない猫の引取り」についての規定がある。名古屋市では、所有者の判明しない猫のうち自らの力で生活できない子猫については保護しているが、所有者の判明しない成猫の引取りは行っていない。所有明示の普及が図られた後、生命尊重の観点から譲渡事業の推進と併せて、所有権の保護にも配慮しつつ、所有者の判明しない猫の引取りの導入を検討することも可能と考えられる。

さらに、所有者のいない猫を地域で適切に管理しながら減らしていく方法を啓発・推進していくことも必要である。なお、所有者のいない猫問題を地域の環境問題として捉えることで、動物に興味のない方も参加して地域で対策をたてることが可能となるであ

ろう。

#### (1) 猫の飼主への啓発

現在、動物愛護センターでは、譲渡する犬猫にマイクロチップを装着して譲渡しているが、今後、飼主に所有明示を普及させるような制度の検討も必要である。併せて、遺棄防止、室内飼養及び避妊去勢手術の啓発も必要であるが、これらの啓発は、猫の飼主だけでなく、広く市民に啓発することも重要である。

#### (2) 所有者のいない猫の適正な管理方法の啓発・推進

所有者のいない猫については、生命尊重の観点から、単に地域から排除するのではなく、減らしていく、そして減らしていく課程においては「猫と共存する」という意識で対策を講じていくことが必要である。遺棄防止、繁殖防止の啓発と併せて、この考え方を市民に啓発していくことが重要である。

所有者のいない猫と共存する具体的な方法については、地域住民それぞれの価値観によって異なるものであることから、住民主導で地域ごとにルールづくりが行われるべきものである。そのため、行政機関は、地域がルールづくりを行う際に参考となるマニュアル等を作成し、サポートしていくことが望まれる。また、地域の住民による合意、ルールづくりが可能な場合には、地域、ボランティア、動物愛護推進員、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体及び行政機関等が連携協力するための環境基盤を整備することも必要である。これは、限定された地域でモデル事業として開始し、徐々に拡大していくことが適当と考えられる。

ただし、所有者のいない猫を適切に管理していくためには、避妊去勢手術が必要不可欠であり、その費用の負担が問題となりやすい。そのため、補助制度の拡大なども検討すべきと考えられる。

## 5 市民への対策

「犬猫による迷惑のない快適なまち」を実現するためには、飼主など動物に関係する者の努力だけでは困難である。動物に関係する者のみでなく、広く市民全体が理解を深めていくことが必要不可欠である。

#### (1) 知識・情報の提供

広報なごや、ホームページ、マスメディア等を効果的に活用した知識・情報の提供を行うことが必要である。

#### (2) 飼主と飼主でない人の相互理解の推進

飼主と飼主でない人が共通した理解を深める機会を持つことが必要である。地域でのキャンペーンやワークショップの開催、防犯・火災予防などと結びつけたワンワンパトロールの実施、災害セミナーなどにおける啓発など、地域が一体となって問題の解決に

あたる対策や犬猫の適正飼養とは異なる観点からの啓発が有効である。特に、「災害」の観点からの啓発は、大変効果的である。災害時に備えて犬猫に必要なことである所有明示、避妊去勢手術、しつけ、ワクチンなどは平常時においても必要なことであるとともに、災害時には多くの人と共同生活を送ることとなるため、避難生活を送るうえでのルールを飼主と飼主でない人とで共に考える機会を設けることができる。

### (3) 次世代を担う子ども達への教育・啓発の推進

次世代を担う子ども達に対する動物愛護と適正飼養の学習を充実させることで、動物を愛する心を育て、飼養動物への責任意識を高めることが重要である。そこで、動物愛護センターにおける園児・児童・生徒向けの教室事業を強化するとともに、学校の課外授業等での動物愛護センターの利用を促進したり、子ども達に啓発物を作成してもらうなど、関係部局と連携し、より積極的な教育・啓発に努めることが必要である。

### (4) 迷惑を受けている市民への対策の実施

迷惑の内容・事例によって適切な関係者が連携して対処できるよう連絡体制を整備するとともに、迷惑問題の解決事例集を作成するなどして問題点・解決方法・解決事例などを分かりやすく示すことも必要である。

また、動物愛護推進員の活用方法の検討と併せて、地域における相談しやすい窓口の設置など、問題が小さいうちに摘み取ることができるような体制の検討も必要である。